【Ⅱ-6 新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組ー ⑤】

⑤ 新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の 構築

第1 基本的な考え方

新興感染症が発生・まん延した場合に対応できる歯科医療提供体制の 構築を進める観点から、新興感染症等の患者に対応可能な体制の整備に ついての新たな評価等を行う。

第2 具体的な内容

- 1. 歯科外来診療における医療安全対策についての体制を確保した場合の評価を新設する。
- (新) 歯科外来診療医療安全対策加算1(歯科初診料) 12点

「算定要件」

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における医療安全対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療医療安全対策加算1として、初診時1回に限り12点を所定点数に加算する。

(新) <u>歯科外来診療医療安全対策加算1(歯科再診料)</u> 2点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における医療安全対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療医療安全対策加算1として、2点を所定点数に加算する。

[施設基準] ※初診·再診共通

- (1)歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)であること。
- (2) 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯 科医師が1名以上配置されていること。
- (3) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師及び歯科衛

生士がそれぞれ1名以上配置されていること。

- (4) 医療安全管理者が配置されていること。ただし、病院である医科 歯科併設の保険医療機関(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ て行う保険医療機関をいう。以下同じ。)にあっては、歯科の外来診 療部門に医療安全管理者が配置されていること。
- (5) 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (6) 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。
- (7) 歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を行っていること。
- (8)(7)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

[経過措置] ※初診・再診共通

- (1) 令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算 1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月 31日までの間に限り、(4)、(6)及び(7)に該当するものとみな す。
- (2) 令和7年5月31日までの間に限り、(8) に該当するものとみなす。

(新) <u>歯科外来診療医療安全対策加算 2</u> (地域歯科診療支援病院歯科初診料)

13 点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における医療安全対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療医療安全対策加算2として、初診時1回に限り13点を所定点数に加算する。

(新) <u>歯科外来診療医療安全対策加算 2</u>

(地域歯科診療支援病院歯科再診料)

3 点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における医療安全対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療医療安全対策加算2として、3点を所定点数に加算する。

[施設基準] ※初診・再診共通

(1) 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に 適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であ ること。

- (2) 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯 科医師が1名以上配置されていること。
- (3) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上 配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が1名以上配 置されていること。
- (4) 歯科の外来診療部門に医療安全管理者が配置されていること。
- (5) 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (6) 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。
- (7) 歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を行っていること。
- (8)(7)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

「経過措置」 ※初診·再診共通

- (1) 令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算 2に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月 31日までの間に限り、(4)及び(7)に該当するものとみなす。
- (2) 令和7年5月31日までの間に限り、(8) に該当するものとみなす。
- 2. 歯科外来診療における院内感染防止対策について、新興感染症等の 患者に対応可能な体制を確保した場合の評価を新設する。

(新) <u>歯科外来診療感染対策加算 1 (歯科初診料)</u> 12 点

「算定要件」

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療感染対策加算1として、初診時1回に限り12点を所定点数に加算する。

(新) 歯科外来診療感染対策加算1(歯科再診料) 2点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療感染対策加算1として、2点を所定点数に加算する。

「施設基準」 ※初診·再診共通

- (1) 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。) であること。
- (2) 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準に適合するものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。
- (3) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上 配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係 る研修を受けた者が1名以上配置されていること。
- (4)院内感染管理者が配置されていること。ただし、病院である医科 歯科併設の保険医療機関にあっては、歯科の外来診療部門に院内感 染管理者が配置されていること。
- (5) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備 されていること。

「経過措置」 ※初診・再診共通

令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(4)に該当するものとみなす。

(新) 歯科外来診療感染対策加算2(歯科初診料) 14点

「算定要件」

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療感染対策加算2として、初診時1回に限り14点を所定点数に加算する。

(新) <u>歯科外来診療感染対策加算2(歯科再診料)</u> 4点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療感染対策加算2として、4点を所定点数に加算する。

[施設基準] ※初診·再診共通

- (1)歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)であること。
- (2) 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準に適合するものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

- (3) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されていること。
- (4)院内感染管理者が配置されていること。ただし、病院である医科 歯科併設の保険医療機関にあっては、歯科の外来診療部門に院内感 染管理者が配置されていること。
- (5) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備 されていること。
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。)の患者又はそれらの疑似症患者に対して歯科外来診療が可能な体制を確保していること。
- (7) 新型インフルエンザ等感染症等に係る事業継続計画を策定していること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、歯科外来部門の事業継続計画を策定していること。
- (8) 歯科外来診療を円滑に実施できるよう、新型インフルエンザ等感染症等に係る医科診療を担当する他の保険医療機関との連携体制 (歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関に あっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制)が整備されていること。
- (9) 当該地域において歯科医療を担当する別の保険医療機関から新型 インフルエンザ等感染症等の患者又はそれらの疑似症患者を受け 入れるため、当該別の保険医療機関との連携体制を確保しているこ と。

[経過措置] ※初診·再診共通

令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(4)から(9)までに該当するものとみなす。

(新) 歯科外来診療感染対策加算3

<u>(地域歯科診療支援病院歯科初診料)</u>

13 点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療感染対策加算3として、初診時1回に限り13点を所定点数に加算する。

(新) 歯科外来診療感染対策加算3

(地域歯科診療支援病院歯科再診料)

3 点

「算定要件」

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療感染対策加算3として、3点を所定点数に加算する。

「施設基準」 ※初診・再診共通

- (1) 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に 適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であ ること。
- (2) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上 配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が1名以上配 置されていること。
- (3) 歯科の外来診療部門に院内感染管理者が配置されていること。
- (4) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備 されていること。

[経過措置] ※初診·再診共通

令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算2に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(3)に該当するものとみなす。

(新) 歯科外来診療感染対策加算4

(地域歯科診療支援病院歯科初診料)

15 点

「算定要件」

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療感染対策加算4として、初診時1回に限り15点を所定点数に加算する。

(新) 歯科外来診療感染対策加算4

(地域歯科診療支援病院歯科再診料)

5点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、歯科外来診療感染対策加算4として、5点を所定点数に加算する。

[施設基準] ※初診·再診共通

- (1) 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に 適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であ ること。
- (2) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上 配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が1名以上配 置されていること。
- (3) 歯科の外来診療部門に院内感染管理者を配置していること。
- (4) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備 されていること。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。)の患者又はそれらの疑似症患者に対して歯科外来診療が可能な体制を確保していること。
- (6) 新型インフルエンザ等感染症等に係る歯科外来部門の事業継続計 画を策定していること。
- (7) 当該地域において歯科医療を担当する別の保険医療機関から新型 インフルエンザ等感染症等の患者又はそれらの疑似症患者を受け 入れるため、当該別の保険医療機関との連携体制を確保しているこ と。

[経過措置] ※初診·再診共通

令和6年3月31日時点において現に歯科外来診療環境体制加算2に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(3)から(7)までに該当するものとみなす。

- 3. 1及び2を踏まえ、歯科外来診療環境体制加算は廃止する。
- 4. 歯科診療特別対応加算について、患者の状態像を踏まえて評価体系 を見直すとともに、新興感染症等の患者へ歯科治療を実施する場合の 評価を新設する。

改 定 案	現行
【歯科診療特別対応加算(初診	【歯科診療特別対応加算(初診
料)】	料)】
[算定要件]	[算定要件]
注6 著しく歯科診療が困難な者に	注6 著しく歯科診療が困難な者に

対して初診を行った場合(歯科 診療特別対応加算3を算定する 場合を除く。)は、歯科診療特 別対応加算1として、175点を所 定点数に加算し、著しく歯科治 療が困難な者に対して当該患者 が歯科治療環境に円滑に適応で きるような技法を用いて初診を 行った場合又は個室若しくは陰 圧室において初診を行った場合 (個室又は陰圧室において診療 を行う必要性が特に高い患者に 対して初診を行った場合に限 り、歯科診療特別対応加算3を 算定する場合を除く。)は、歯 科診療特別対応加算2として、 250点を所定点数に加算し、感染 症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律第6条第 7項に規定する新型インフルエ ンザ等感染症、同条第8項に規 定する指定感染症又は同条第9 項に規定する新感染症の患者に 対して初診を行った場合は、歯 科診療特別対応加算3として、 500点を所定点数に加算する。た だし、歯科診療特別対応加算 1、歯科診療特別対応加算2又 は歯科診療特別対応加算3を算 定する患者について、当該患者 に対する診療時間が1時間を超 えた場合は、30分又はその端数 を増すごとに、100点を更に所定 点数に加算する。

(14) <u>歯科診療特別対応加算1及び歯</u> 科診療特別対応加算2

「注6」の「著しく歯科診療が困難な者」とは、次に掲げる状態又はこれらに準ずる状態をいう。なお、 <u>歯科診療特別対応加算1又は歯科診療特別対応加算2</u>を算定した場合は、当該加算を算定した日の患者の 対して初診を行った場合<u>は、歯科診療特別対応加算として、175点(当該患者が歯科治療環境に円滑に適応できるような技法を用いた場合は、初診時歯科診療導入加算として、250点)</u>を所定点数に加算する。

(14) 歯科診療特別対応加算

「注6」の「著しく歯科診療が困難な者」とは、次に掲げる状態又はこれらに準ずる状態をいう。なお、歯科診療特別対応加算を算定した場合は、当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載する。

状態を診療録に記載する。

イ~二 (略)

ホ 感染対策が特に必要な状態

イ**~**二 (略) (新設)

(15) 歯科診療特別対応加算3 歯科診療特別対応加算3を算定し た場合は、当該患者の病名を診療録 に記載する。

(新設)

- ※ 再診料及び歯科訪問診療料についても同様。
- 5. 歯科治療時医療管理料等について、新興感染症等の患者を対象患 者に追加する。

改 定 案

【歯科治療時医療管理料】

[算定要件]

- (1) 歯科治療時医療管理料は、高血 圧性疾患、虚血性心疾患、不整 脈、心不全、脳血管障害、喘息、 慢性気管支炎、糖尿病、甲状腺機 能低下症、甲状腺機能亢進症、副 腎皮質機能不全、てんかん、慢性 腎臓病(腎代替療法を行う患者に 限る。)の患者、人工呼吸器を装 着している患者、在宅酸素療法を 行っている患者又は感染対策が特 に必要な患者に対して、歯科治療 時における患者の全身状態の変化 等を把握するため、患者の血圧、 脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度を 経時的に監視し、必要な医療管理 を行った場合に算定する。
- ※ 在宅患者歯科治療時医療管理料 についても同様。

【歯科疾患管理料総合医療管理加 算】

[算定要件]

(16)「注11」の総合医療管理加算

現行

【歯科治療時医療管理料】 [算定要件]

【歯科疾患管理料総合医療管理加 算】

「算定要件」

(16)「注11」の総合医療管理加算

は、糖尿病の患者、骨吸収抑制薬 投与中の患者、感染性心内膜炎の ハイリスク患者、関節リウマチの 患者、血液凝固阻止剤投与中の患 者、HIV感染症の患者又は感染 対策が特に必要な患者であって、 別の医科の保険医療機関の当該疾 患の担当医から歯科治療を行うに 当たり、診療情報提供料に定める 様式に基づいた文書により患者の 全身状態や服薬状況等についての 必要な診療情報の提供を受け、適 切な総合医療管理を実施した場合 に算定する。なお、算定に当たっ ては当該疾患の担当医からの情報 提供に関する内容及び担当医の保 険医療機関名等について診療録に 記載又は提供文書の写しを添付す る。

【歯科疾患在宅療養管理料】 [算定要件]

「注4」の在宅総合医療管理加 (7) 算は、糖尿病の患者、骨吸収抑制 薬投与中の患者、感染性心内膜炎 のハイリスク患者、関節リウマチ の患者、血液凝固阻止剤投与中の 患者、HIV感染症の患者又は感 染対策が特に必要な患者であっ て、別の医科の保険医療機関の当 該疾患の担当医から歯科治療を行 うに当たり、診療情報提供料に定 める様式に基づいた文書により患 者の全身状態や服薬状況等につい ての必要な診療情報の提供を受 け、適切な総合医療管理を実施し た場合に算定する。なお、算定に 当たっては当該疾患の担当医から の情報提供に関する内容及び担当 医の保険医療機関名等について診 療録に記載又は提供文書の写しを 添付する。

は、糖尿病の患者、骨吸収抑制薬 投与中の患者、感染性心内膜炎の ハイリスク患者、関節リウマチの 患者、血液凝固阻止剤投与中の患 者又はHIV感染症の患者であっ て、別の医科の保険医療機関の当 該疾患の担当医から歯科治療を行 うに当たり、診療情報提供料に定 める様式に基づいた文書により患 者の全身状態や服薬状況等につい ての必要な診療情報の提供を受 け、適切な総合医療管理を実施し た場合に算定する。なお、算定に 当たっては当該疾患の担当医から の情報提供に関する内容及び担当 医の保険医療機関名等について診 療録に記載又は提供文書の写しを 添付する。

【歯科疾患在宅療養医療料】 [算定要件]

「注4」の在宅総合医療管理加 (7) 算は、糖尿病の患者、骨吸収抑制 薬投与中の患者、感染性心内膜炎 のハイリスク患者、関節リウマチ の患者、血液凝固阻止剤投与中の 患者又はHIV感染症の患者であ って、別の医科の保険医療機関の 当該疾患の担当医から歯科治療を 行うに当たり、診療情報提供料に 定める様式に基づいた文書により 患者の全身状態や服薬状況等につ いての必要な診療情報の提供を受 け、適切な総合医療管理を実施し た場合に算定する。なお、算定に 当たっては当該疾患の担当医から の情報提供に関する内容及び担当 医の保険医療機関名等について診 療録に記載又は提供文書の写しを 添付する。